

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。  
このたび、令和3年7月8日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保  
医発0708第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されま  
したので、下記の通りご案内いたします。

敬白

記

## ■ 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
インターロイキン-6(IL-6)	170点

## ▼ 詳細内容

太字下線部分が変更されました。

検査項目	インターロイキン-6(IL-6)
保険点数	170点
判断料	生化学的検査(Ⅱ)判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D008」内分泌学的検査の「31」
備考	全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

## ■ 適用日

2021(R3)年7月8日から適用